

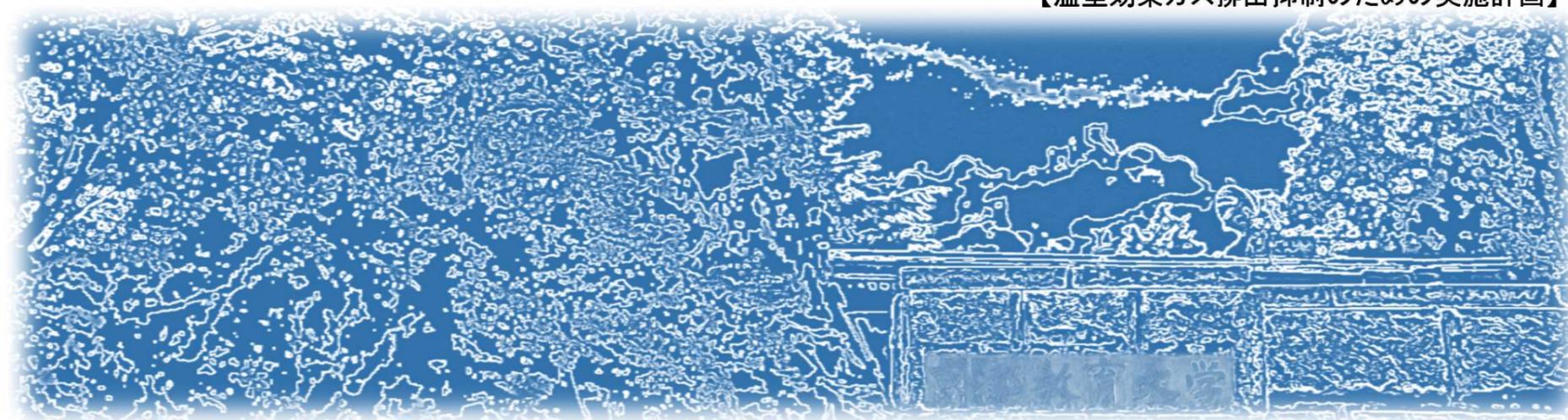


国立大学法人
京都教育大学
KYOTO UNIVERSITY OF EDUCATION

キャンパスマスタープラン

C A M P U S M A S T E R P L A N

【温室効果ガス排出抑制のための実施計画】



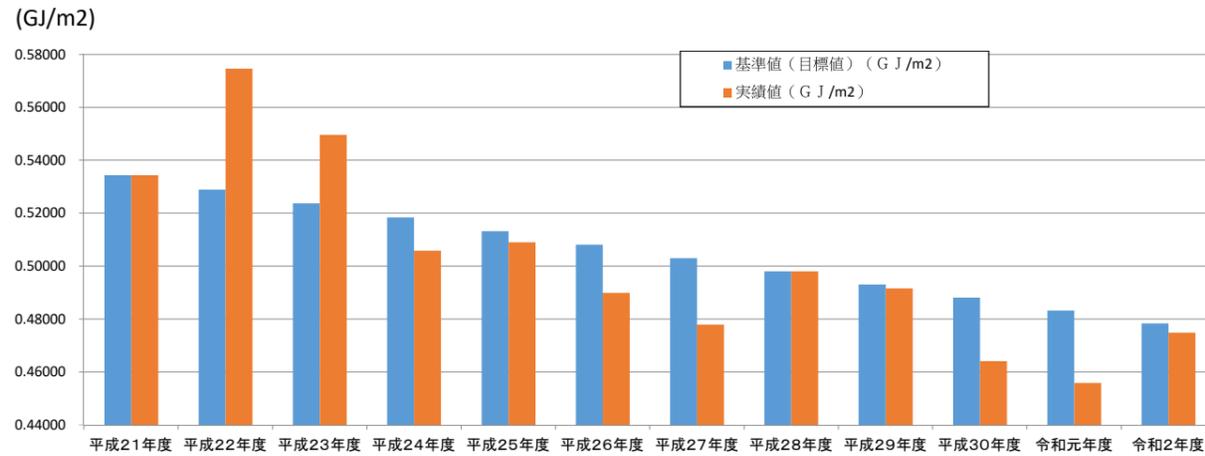
国立大学法人京都教育大学における温室効果ガス排出抑制等のための実施計画【Ⅲ－Ⅰ】

温室効果ガス排出抑制等のための実施計画

本学では、エネルギー使用の削減及び地球温暖化に向けた教育・啓発活動を推進するため、平成21年に「国立大学法人京都教育大学における温室効果ガス排出抑制等のための実施計画」を策定、以後5回の改定を経て現在に至っている。令和2年度末においては、平成21年度比でエネルギー使用量11.13%減となっており、目標を上回る削減を達成している。（下記グラフ）

令和4年度より新たに第4期中期計画期間がスタートし、本学においても第4期中期目標・計画で省エネ方を引き続き実施することとしており、第4期中期目標期間における各年度エネルギー使用量を第3期中期目標期間中（平成28年度～令和2年度）のエネルギー使用量の平均以下とすることを目標とする。

消費エネルギー及び温室効果ガス排出量 削減目標及び実績値（建物面積/m2当りの排出量）



	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
基準値(目標値)(GJ/m2)	0.53433	0.52899	0.52370	0.51846	0.51328	0.50815	0.50307	0.49804	0.49306	0.48813	0.48325	0.47842
実績値(GJ/m2)	0.53433	0.57463	0.54966	0.50589	0.50905	0.48989	0.47796	0.49807	0.49157	0.46414	0.45585	0.47487
平成21年度比	0.00	7.54	2.86	-5.33	-4.74	-8.32	-10.55	-6.79	-8.01	-13.14	-14.69	-11.13
基準値(目標値)(CO2-t/m2)	0.02329	0.02305	0.02282	0.02259	0.02236	0.02214	0.02192	0.02170	0.02148	0.02127	0.02106	0.02085
実績値(CO2-t/m2)	0.02329	0.02536	0.02397	0.02166	0.02262	0.02285	0.02262	0.02154	0.02482	0.02375	0.02040	0.02300
平成21年度比	0.00	8.91	2.93	-7.01	-2.88	-1.86	-2.88	-7.51	6.57	1.99	-12.39	-1.23

次項以降に、実施計画を記載する。

国立大学法人京都教育大学における温室効果ガス排出抑制等のための実施計画

- 平成21年 1月19日制定
 - 平成21年 6月30日改正
 - 平成23年 5月12日改正
 - 平成25年12月24日改正
 - 平成29年 3月23日改正
 - 令和 4年 3月 1日改正
- 国立大学法人京都教育大学

本計画はエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）及び地球温暖化対策計画（令和3年10月22日最終改訂）に基づき、国立大学法人京都教育大学におけるエネルギーの使用の合理化及び温室効果ガスの排出抑制を含めたエネルギーマネジメントを推進して持続可能なキャンパスの構築に資することを目的とする。

第一 目標

本計画は、第四に定める措置を実行することにより、先進的な温暖化対策技術を事業者や家庭に先駆けて導入するとともに、本学の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を原単位面積当たり削減するため、引き続き省エネルギー対策に積極的に取り組み、第4期中期目標期間における各年度エネルギー使用量を第3期中期目標期間中（平成28年度～令和2年度）のエネルギー使用量の平均以下とすることを目標とする。

第二 対象となる期間

1. 本計画は、令和4年度から令和9年度を対象とする。
2. 本計画は、本学の全ての施設を対象とする。

第三 本学の事業に伴い排出される温室効果ガスの排出実態

本学の実行計画の期間中、毎年度、本学の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの総排出量の推計を行い、公表する。

第四 実施する措置

第一の目標を達成するため、本学は以下の措置を実施するものとする。

国立大学法人京都教育大学における温室効果ガス排出抑制等のための実施計画【Ⅲ－Ⅱ】

1. 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

(1) 低公害車の導入

- ①一般公用車(乗用自動車で乗車定員が10名以下のもの)については、低公害車比率100%を維持するとともに、一般公用車以外の公用車についても積極的に低公害車化に努める。
- ②車の買換えに当たっては、使用実態を踏まえ必要最小限度の大きさの車を選択する等、より温室効果ガスの排出の少ない車の導入を進め、当該車の優先的利用に努める。

(2) 自動車の効率的利用

公用車等の効率的利用等

- ①車一台ごとの走行距離、燃費等を把握するため、運行日誌の記帳に努める。
- ②待機時のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転に努める。
- ③タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備の励行に努める。
- ④カーエアコンの冷房温度を適正に設定する。
- ⑤通勤時や業務時の移動において、鉄道、バス等公共交通機関及び自転車の利用の推進に努める。

(3) エネルギー効率の高い機器の導入

①省エネルギー型OA機器等の導入等

現に使用しているパソコン、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品、蛍光灯等の照明器具等の機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものの廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たっては、エネルギー消費のより少ないものの選択に努める。また、これらの機器等の新規の購入に当たっても同様とする。グリーン購入法における特定調達品目に該当するものについては、原則として適合品を選択することとする。

②節水機器等の導入等

現に使用している水多消費型の機器の廃止又は買換えに当たっては、節水型等のものを選択に努める。また、これらの機器の新規の購入に当たっても同様とする。

(4) 用紙類の使用量の削減

- ①コピー用紙、上質紙、伝票等の用紙類の年間使用量について、削減に努める。
- ②会議用資料や事務手続の一層の簡素化に努め、デジタル化・ペーパーレス化を推進する。
- ③両面コピー・集約コピーの徹底に努める。
- ④内部で使用する各種資料をはじめ、会議へ提出する資料等についても特段支障のない限り極力両面コピーに努める。また、不要となったコピー用紙(ミスコピーや使用済文書等)については、可能な限り裏面の再利用に努める。

⑤使用済み封筒の再使用など、封筒使用の合理化に努める。

⑥温室効果ガスの排出削減の観点から、ペーパーレス化を図るため、電子メール、学内LANの活用及び文書・資料の磁気媒体保存等電子メディア等の利用の促進に努める。

⑦印刷カードを導入し、紙使用量の抑制に努める。

(5) 再生紙などの再生品や木材の活用

①再生紙の使用等

ア. 購入し、使用するコピー用紙、上質紙、トイレットペーパー等の用紙類については、再生紙の使用に努める。

イ. 印刷物については、再生紙の使用に努める。

②木材、再生品等の活用

購入し、使用する文具類、機器類、作業服等の物品について、再生材料から作られたものの使用に努める。

(6) ハイドロフルオロカーボン(HFC)の代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進等HFCの代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進

①冷蔵庫、空調機器及び公用車のカーエアコンの購入、交換に当たっては、代替物質を使用した製品や、HFCを使用している製品のうち地球温暖化への影響のより小さい機器の導入に努める。

②エアゾール製品を使用する場合にあっては、安全性に配慮し必要不可欠な用途を除いて、代替物質を使用した非フロン系製品の選択・使用に努める。

(7) その他

①その他温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の選択

ア. 物品の調達に当たっては、温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の使用が促進されるよう、製品等の仕様等の事前確認に努める。

イ. 環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベースなどの環境物品等に関する情報について、当該情報の適切性に留意しつつ活用し、温室効果ガスの排出の少ない環境物品等の優先的な調達に努める。

ウ. 資源採取から廃棄までの物品のライフサイクル全体についての温室効果ガスの排出の抑制等を考慮した物品の選択に努める。

エ. 省エネルギー診断に基づき、さらなるエネルギーの使用の合理化が図られるよう、可能なかぎり、設備・機器の導入、改修、運用改善に努める。

②製品等の長期使用等

ア. 詰め替え可能な洗剤、文具等の使用に努める。

イ. 机等の事務用品の不具合、更新を予定していない電気製品等の故障の際には、それらの

国立大学法人京都教育大学における温室効果ガス排出抑制等のための実施計画【Ⅲ－Ⅲ】

修繕及び再使用に努める。

ウ. 部品の交換修理が可能な製品、保守・修理サービス期間の長い製品を使用するように努める。

エ. 什器等不用物品のリサイクルに努める。

③エネルギーを多く消費する自動販売機の設置の見直し

自動販売機の設置実態を精査し、エネルギー消費のより少ない機種への変更を促進するよう努める。

④購入時の過剰包装の見直し

簡略に包装された商品の選択、購入に努める。

⑤硫黄酸化物（SO_x）及び窒素酸化物（NO_x）並びにメタン（CH₄）の排出の抑制

ア. 空調設備等の適正な運転管理に努める。

イ. 排出される生ゴミ等については、極力、直接埋立の方法により処理しないよう、分別や適正処理を実施するとともに、廃棄物処理業者に対し発注者として促すよう努める。

2. 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

(1) 既存の建築物における省エネルギー対策の徹底

既存の建築物において省エネルギー診断を実施し、エネルギーの使用の合理化が図られるよう今後の計画の参考とする。

(2) 温室効果ガスの排出の抑制等に資する建設資材等の選択

(3) LED等の高効率照明の導入促進

照明設備について、LED等の高効率照明の導入に努める。また、既存の照明設備について、その更新に当たっても同様とする。

(4) 適正な点滅、照度管理

照明設備について、昼光利用が期待できる室については昼光センサーを用いた照度制御、廊下・トイレ等の不特定多数の人間が短時間利用するスペースについては人感センサーを用いた点滅制御の採用を基本とし、適正な照明空間の確保に努める。

(5) 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入

①空調設備について、グリーン購入法に定められた機器の導入に努める。また、既存の空調設備について、その更新に当たっても同様とする。

②このため、高効率空調機を可能な限り幅広く導入に努める。

(6) 冷暖房の適正な温度管理

冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は28度、暖房の場合は20度）を一層徹底するよう空調設備の適正運転に努める。また、自習室等の不特定多数の人間が利用するスペースについては、温度設定のロックや消し忘れタイマーの導入などのシステム導入に努める。

(7) 水の有効利用

給水装置等の末端に、必要に応じて、感知式の洗浄弁・自動水栓等節水に有効な器具の設置に努める。

(8) 井水・中水利用の促進

トイレ洗浄水、機器冷却水、屋外散水栓等の非飲料水に井水・中水の導入を促進する。

(9) 周辺や屋上の緑化敷地内の環境の適正な維持管理の推進

敷地内に生育する樹木の剪定した枝や落葉等は、廃棄物としての排出の削減に努める。

(10) その他

①温室効果ガスの排出の少ない施工の実施

ア. 建築物の建築等に当たっては支障のない限りエネルギー消費量の少ない建築機械を使用するよう発注者として促すように努める。

イ. 出入車輛から排出される温室効果ガスの抑制を発注者として促すよう努める。

ウ. 建設業に係る指定副産物の再生利用の促進に努める。

エ. 建設業者による建設廃棄物等の適正処理を発注者として確認するように努める。

②建築物の建築等に当たってのその他の環境配慮の実施

ア. 省エネルギー型の照明機器の設置、空調の自動制御設備について、規模・用途に応じて検討し、整備に努める。

イ. 屋外照明器具の設置に当たっては、上方光束が小さく省エネルギー性の高い適切な照明器具の選定に努める。

3. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

(1) エネルギー使用量の抑制

①エネルギー使用量の抑制等

ア. OA機器、家電製品及び照明については、適正規模のもの導入・更新適正時期における省エネルギー型機器への交換を図るとともに、スイッチの適正管理等エネルギー使用量を抑制するよう適切に使用するよう努める。

イ. 執務室での服装については、夏季はノーネクタイ・ノー上着など暑さをしのぎやすい軽装、冬季はセーター、膝掛けの着用を励行するよう努める。

国立大学法人京都教育大学における温室効果ガス排出抑制等のための実施計画【Ⅲ－Ⅲ】

- ウ. 冷暖房中の窓、出入口の開放禁止の徹底に努める。
- エ. 退室時は、空調機の運転停止の徹底に努める。
- オ. 空調機のフィルター清掃の業務委託及び室外機の雑草除去等を定期的実施し、効率の高い運転状況の確保に努める。
- カ. 業務の効率化を図り、超過勤務の削減に努める。
- キ. 超過勤務のための点灯時間の縮減及び教職員の福利厚生向上に係る要請への対応ともあいまってノー残業デーの設定・励行を図るよう努める。
- ク. 昼休み・夜間・休日等は、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯に努める。
- ケ. トイレ、廊下、階段等での自然光の活用に努める。
- コ. 最寄り階への移動の際は、階段利用を徹底し、エレベーターの利用制限に努める。

②節水等の推進

- ア. トイレ洗浄用水の節水に努める。
- イ. 冬季の暖房便座の蓋は放熱防止のために必ず閉める。
- ウ. 水漏れ点検の徹底に努める。

(2) ゴミの分別

- ①燃やすゴミ、ペットボトル、ビン・スチール缶、アルミ缶、廃プラスチック等の分別回収の徹底に努める。
- ②分別回収ボックスを屋内に適切に配置するよう努める。
- ③再生可能な紙類を分別回収するよう努める。
- ④ゴミ廃棄場所を適切に配置し、回収の徹底に努める。

(3) 廃棄物の減量と適切な処理

- ①使い捨て製品の使用や購入の抑制に努める。
- ②シュレッダーの使用は機密文書の廃棄の場合のみに制限するよう努める。
- ③コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用の推進に努める。
- ④OA機器、家電製品及び車などを廃棄する場合は、適正に処理する。

4. 地球温暖化対策に関する教職員に対する情報提供と活動への積極的参加の奨励

- ①学内誌、パンフレット、学内LAN等により、計画されている地球温暖化対策に関する活動や研修など、教職員が参加できる地球温暖化対策に関する活動に対し、必要な情報提供を行うよう努める。
- ②地球温暖化対策に関するシンポジウム、研修会等へ教職員が積極的に参加できるように努める。
- ③地球温暖化対策に関する活動へ教職員が積極的に参加できるように努める。

第五 推進体制及び実施状況の調査

- 1. 毎年度、本計画の実施状況を調査し、必要に応じ、本計画の見直しを行うものとする。
- 2. 第1項の調査及び見直しは、企画調整室にて行う。

国立大学法人京都教育大学における温室効果ガス排出抑制等のためのアクションプラン

温室効果ガス排出抑制等のためのアクションプラン

本学では、平成21年に「国立大学法人京都教育大学における温室効果ガス排出抑制等のための実施計画」を進めるため、アクションプランを策定、実施している。

以降に、温室効果ガス排出抑制のためのアクションプログラムを記載する。

温室効果ガス排出抑制等のためのアクションプログラム

平成21年 3月26日制定

平成29年 3月23日改定

国立大学法人京都教育大学

「国立大学法人京都教育大学における温室効果ガス排出抑制等のための実施計画」(平成21年1月19日)を進めるため、下記の具体的な取組(アクションプログラム)を実施する。

1. 温室効果ガス排出抑制等のための行動指針の策定等

○温室効果ガス排出抑制等のために別紙の3種のルールを策定し、関係者へ奨励等を行う。

(1) 温室効果ガス排出抑制等のための教職員の行動指針

教職員に対し、具体的な行動を奨励するもの

(2) 温室効果ガスの排出抑制等のための自動車使用の手引き

自動車の使用にあたり、具体的な行動を奨励するもの

(3) 温室効果ガス排出抑制等のための特記仕様書

物品供給業者や建設業者に対し、納入物品や建設方法についての条件を示すもの

2. 実績把握と情報提供

○光熱水量や用紙等の使用実績を分析し、情報の共有を図り、効果的な取組を推進する。

3. 具体的な行動を促す啓発活動

○全構成員に対する温室効果ガス排出抑制等のための具体的な行動を促す啓発活動を実行する。

4. 実施状況の調査

○「温室効果ガス排出抑制等のための実施計画」の実施状況を年一回調査し、取りまとめた結果を公表する。

5. 施設・設備改修等における光熱水費削減額相当分の活用

○施設・設備改修等において、光熱水費削減額相当分は、原則として新たな施設・設備更新費用に充てることで、継続的な取組を推進する。

温室効果ガス排出抑制等のための教職員の行動指針

平成21年1月19日、「国立大学法人京都教育大学における温室効果ガス排出抑制等のための実施計画」が策定されました。

これを進めるため、各教職員におかれては下記事項の実践をお願いします。各行動指針の具体化については、別紙「行動指針の具体例」を参考に実践に努めましょう。

○移動は公共交通機関等の利用を!

○用紙類の使用量の削減を!

○事務用品・備品等の長期使用と再使用を!

○エネルギー使用量の抑制を!

○ゴミの分別の徹底を!

○環境に優しい物品等の選択を!

温室効果ガスの排出抑制等のための自動車使用の手引き

平成21年1月19日に「国立大学法人京都教育大学における温室効果ガスの排出抑制等のための実施計画」を策定しました。

この計画を進めるため、自動車及び公用車の使用に関し下記事項の実践をお願いします。

〈実践事項〉

1. 温室効果ガスの排出の少ない車(軽自動車・ハイブリッド車等)を選びましょう。

2. アイドリングの中止、待機時のエンジン停止の励行など環境に配慮した運転を励行しましょう。

3. 無駄な物は積まないようにしましょう。

4. タイヤの空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備を行いましょう。

5. 急発進・急停止・急ハンドル等タイヤの摩耗が激しい運転は行わないようにしましょう。

6. 夏場は必要以上に冷やさないようにカーエアコンの設定温度をこまめに調節しましょう。

7. 洗車は、回数の削減やバケツを利用した洗車など節水に努めましょう。

8. 公用車については、車一台ごとの走行距離、燃費等を把握するうえで、運行日誌の記入を行って下さい。

温室効果ガス排出抑制等のための特記仕様書

物品等発注特記仕様書

温室効果ガス排出抑制等に係る特記仕様書

物品の納入等にあたっては、下記の事項を遵守すること。

1. 物品の納入

①仕様に特段の指示がない限り、グリーン購入法の適合製品を扱うものとする。

また、環境ラベルや製品の環境情報に留意し、かつ扱う製品のライフサイクルで温室効果ガスのより排出の少ない製品を扱うものとする。

②製品の納品にあたり、包装については簡略なものとする。また、可能な限り包装材はリサイクル可能なものとする。

2. 印刷物の納入

①印刷物については、仕様に特段の指示がない場合は、再生紙を使用すること。

②印刷物の納品にあたり、包装については、簡略なものとする。

また、可能な限り包装材はリサイクル可能なものとする。

工事発注特記仕様書

温室効果ガス排出抑制等に係る特記仕様書

工事の施工にあたっては、下記の事項を遵守すること。

○温室効果ガスの排出の少ない施工の実施

①建築物の建築等に当たっては排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用すること。

②出入車輛から排出される温室効果ガスを抑制すること。

③建設業に係る指定副産物の再生利用を促進すること。

④建設業者による建設廃棄物等の適正処理を行い、報告すること。

【夏季の節電対策】

令和3年度 京都教育大学節電計画（夏季版）

令和3年6月15日
京都教育大学長
太田 耕人

I. まえがき

政府により設置された省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議において、「夏季の省エネルギーの取組について」が決定されました。また「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」において、エネルギーを使用して事業を行う者はエネルギーの使用の合理化に努めるとともに、電気の需要の平準化に資する措置を講ずるよう努めなければならないとされ、学校等においてもこのことが求められています。

このことを踏まえ本学においても京都教育大学エネルギー管理要項第13条に基づき、今年度の省エネルギーを踏まえた節電計画を以下のように策定しました。

II. 本計画の対象地区

対象地区：京都教育大学全地区

III. 本計画の目標、実施期間

目 標：

藤森キャンパス：夏季（7月～9月）の最大使用電力値及び使用エネルギー量が前年度夏季の同数値を下回るよう努める

附属学校園等：夏季（7月～9月）の使用エネルギー量が前年度夏季の同数値を下回るよう努める

実施期間：令和3年7月1日(木)～9月30日(木)

IV. 節電・省エネルギー行動について

以下の節電・省エネルギー行動により、最大使用電力、使用エネルギー量の抑制を図る。ただし、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～」を踏まえ、エアコン使用時においても換気をするなど、学校等の適切な学習環境を確保した上で、教育研究活動や幼児・児童・生徒・学生・教職員の健康上の影響を回避した無理のない形での実施とする。

●全地区共通

日常的な節電・省エネルギー行動として、段階1の行動に取り組む。

●藤森キャンパスのみ

日常的な取り組みである段階1に加え、電力値計測装置（施設課設置）に示される予測電力使用値に応じ、段階2、段階3の行動に取り組む。

【冬季の節電対策】

段階1【日常的な取り組み】

- 空調機の設定温度は28℃にする。
- 事務室、研究室、教室等は、支障のない範囲で照明の間引及び消灯を行う。
- 授業等で使用しない講義室、教室の空調の停止、照明の消灯の徹底を行う。
- 昼休みは支障のない範囲で消灯を行う。
- エレベーターは身体に障害のある人、荷物運搬等が必要な場合等を除き使用を控える。
- 大量にコピーをする場合はやむを得ない場合を除き電力使用のピーク時間帯（10時～15時）を避ける。
- 大規模な電力を使用する実験・実習等は、授業で使用する等のやむを得ない場合を除き電力使用のピーク時間帯（10時～15時）を避ける。
- 複数のプリンター・コピー機等がある場合は、集約する。
- 利用頻度の少ない電気ポットの保温は控え、必要ときに必要なだけ湯を沸かす。
- 文部科学省作成の省エネパンフレット「学校施設における省エネルギー対策について」（※）を参考に省エネ活動を行う。

段階2【予測電力使用値が650kwを超過した場合】

- 給水ポンプ室の濾過器停止、大型空調機の停止を行う。

段階3【予測電力使用値が700kwを超過した場合】

- 全構成員へ以下の緊急対応を促す。
- 一括送信メールにより全学通知を行い以下の行動を促す。なお、メール発信後、この行動は2時間後に解除されるものとする。
 - ・空調設備の停止
空調機の運転を中止する。
 - ・コンセント機器の停止
空気清浄機、加湿器、電子レンジ、電気ポット等の使用を控える。
またノートパソコンの電源をバッテリーに切り替える。
- エネルギー管理責任者へ電話連絡を行い緊急対応の周知徹底を図る。
エネルギー管理責任者もしくは補助者は、管轄する室を巡回し、照明・空調・パソコン等の可動状況の確認を行う。

（※）省エネパンフレット

「学校施設における省エネルギー対策について
—地球環境のためにわたしたちができること—」

URL:http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/green/080501-1.htm

【冬季の節電対策】

令和3年度京都教育大学節電計画（冬季版）

令和3年11月16日
京都教育大学長
太田耕人

I. まえがき

政府により設置された省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議において、「冬季の省エネルギーの取組について」が決定されました。また「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」において、エネルギーを使用して事業を行う者はエネルギーの使用の合理化に努めるとともに、電気の需要の平準化に資する措置を講ずるよう努めなければならないとされ、学校等においてもこのことが求められています。

このことを踏まえ本学においても京都教育大学エネルギー管理要項第13条に基づき、今年度の省エネルギーを踏まえた節電計画を以下のように策定しました。

II. 本計画の対象地区

対象地区：京都教育大学全地区

III. 本計画の目標、実施期間

目標：

藤森キャンパス：冬季（12月～3月）の最大使用電力値及び使用エネルギー量が前年度冬季の同数値を下回るよう努める

附属学校園等：冬季（12月～3月）の使用エネルギー量が前年度冬季の同数値を下回るように努める。

実施期間：令和3年12月1日(水)～令和4年3月31日(木)

IV. 節電・省エネルギー行動について

以下の節電・省エネルギー行動により、最大使用電力、使用エネルギー量の抑制を図る。ただし、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～」を踏まえ、エアコン使用時においても換気をするなど、学校等の適切な学習環境を確保した上で、教育研究活動や幼児・児童・生徒・学生・教職員の健康上の影響を回避した無理のない形での実施とする。

●全団地共通

日常的な節電・省エネルギー行動として、段階1の行動に取り組む。

●藤森キャンパスのみ

日常的な取り組みである段階1に加え、電力値計測装置（施設課設置）に示される予測電力使用値に応じ、段階2、段階3の行動に取り組む。

段階1【日常的な取り組み】

- 空調機の設定温度は20℃にする。
- 事務室、研究室、教室等は、支障のない範囲で照明の間引及び消灯を行う。
- 授業等で使用しない講義室、教室の空調の停止、照明の消灯の徹底を行う。
- 昼休みは支障のない範囲で消灯を行う。
- エレベーターは身体に障害のある人、荷物運搬等が必要な場合等を除き使用を控える。
- 大量にコピーをする場合はやむを得ない場合を除き電力使用のピーク時間帯（10時～15時）を避ける。
- 大規模な電力を使用する実験・実習等は、授業で使用する等のやむを得ない場合を除き電力使用のピーク時間帯（10時～15時）を避ける。
- 複数のプリンター・コピー機等がある場合は、集約する。
- 利用頻度の少ない電気ポットの保温は控え、必要ときに必要なだけ湯を沸かす。
- 文部科学省作成の省エネ手引き「学校等における省エネルギー推進のための手引き～省エネのすすめ方・つづけ方～」(※)を参考に省エネ活動を行う。

段階2.【予測電力使用値が650kwを超過した場合】

- 給水ポンプ室の濾過器停止、大型空調機の停止を行う。

段階3.【予測電力使用値が700kwを超過した場合】全構成員による緊急対応を促す。

- 一括送信メールにより全学通知を行い以下の行動を促す。なお、メール発信後、この行動は2時間後に解除されるものとする。
 - ・空調設備の停止
空調機の運転を中止する。
 - ・コンセント機器の停止
空気清浄機、加湿器、電子レンジ、電気ポット等の使用を控える。
またノートパソコンの電源をバッテリーに切り替える。
- エネルギー管理責任者へ電話連絡を行い緊急対応の周知徹底を図る。
エネルギー管理責任者もしくは補助者は、管轄する室を巡回し、照明・空調・パソコン等の可動状況の確認を行う。

(※) 省エネ手引き

「学校等における省エネルギー推進のための手引き
～省エネのすすめ方・つづけ方～」

URL: https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/green/1416430.htm